

「可児市省エネ家電購入支援事業」業務委託プロポーザル審査要領

1 審査の流れ

1. 各参加事業者の企画提案書に係るプレゼンテーション及びヒアリング終了後、各選定委員は審査基準に基づき、審査表（別紙1）に評価点を記入する。
2. 全参加事業者によるプレゼンテーション及びヒアリング終了後、事務局が審査表を回収・集計し、集計結果を集計表（別紙2）により選定委員会に報告する。
3. 点数以外で配慮すべき事項等について意見交換を行う。
4. 集計結果を確認のうえ、契約候補者の選定および次点者以降の順位を決定する。

2 審査基準

以下の各項目の審査基準に基づき、各項目の配点の合計を100点満点として評価する。なお、各選定委員の持ち点（100点）を合計した値（満点）の5割を基準点とし、基準点を満たさない者は選定の対象としない。

審査項目			評価の観点	配点
1	遂行力	業務把握	可児市省エネ家電購入支援事業の内容を十分に理解しているか。	10
2		業務実績	業務を遂行するにあたり有効な業務経験を有しているか。	20
3		業務の実施体制	業務を遂行するにあたり十分な実施体制となっているか。	15
4	提案内容	業務の計画性	提案されたスケジュール及びフローは明確かつ適切か。	10
5		業務の効率性	業務を遂行するにあたり効果的、効率的となっているか。	10
6	個人情報保護		個人情報保護のための適切な対策が講じられているか。	10
7	プレゼンテーション		論理的かつ明確な説明であるか。	10
8	見積額	価格点	「非常に優れている」を15点（満点）とし、提案金額により配点する。	15
合 計				100

【評点】

○ 配点が 10 点の場合

非常に優れている：10 やや優れている：8 普通：6
やや劣っている：4 非常に劣っている：2

○ 配点が 15 の場合

非常に優れている：15 やや優れている：12 普通：9
やや劣っている：6 非常に劣っている：3

○ 配点が 20 の場合

非常に優れている：20 やや優れている：16 普通：12
やや劣っている：8 非常に劣っている：4

3 その他

プロポーザルの審査に必要な事項については、選定委員会で協議し別に定める。